

10 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進

提出先 農林水産省、環境省

【提案項目】

アライグマ等の特定外来生物の繁殖と生息域が急激に拡大しており、在来種への影響は深刻になっている。特定外来生物の防除について、外来生物法に定める国の責務と役割が十分に果たされておらず、実態として地方自治体が行っていることから次の措置を講じること。

1 財政負担・技術的支援の実施

国は地方自治体が行う特定外来生物の防除に対して必要な財政負担を確実に行うとともに、特定外来生物の種類ごとに根絶を目的とする効果的な捕獲方法の確立や技術支援を行うこと。

2 国による防除の実施

国有林など国が管理する地域における防除については、国が主体的かつ率先して取り組むとともに地方自治体との連携を図ること。

【提案理由等】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、生態系等への被害防止に努めるための防除を国が主体となって行い、地方自治体が防除を行う場合には国の確認を受けることとされているが、国の取組はごく限定されたものにとどまっているため、法に基づく国の責務を踏まえ必要な措置を講じる必要がある。

1 特定外来生物の捕獲や処分、普及啓発などについては、実態として地方自治体の負担により実施しているため、国において必要な財政負担を確実に行うべきである。

また、防除に当たっては、生態系被害の評価方法やモニタリングの手法、さらに具体的な被害予防策などについて、国による各種マニュアル整備などの取組を基本として、国、地方自治体、民間団体、住民等多様な主体が協調して実施することが有効であるため、国は、これまで蓄積している特定外来生物の根絶に繋がる技術や先進的な取組の情報提供及び防除に必要な技術支援を行う必要がある。

2 国有林など国が管理する地域における防除については、管理者として国が主体的かつ率先して取り組む必要があるとともに、特定外来生物の生息状況などの情報を地方自治体と共有するなど連携しながら効果的な防除を行う必要がある。